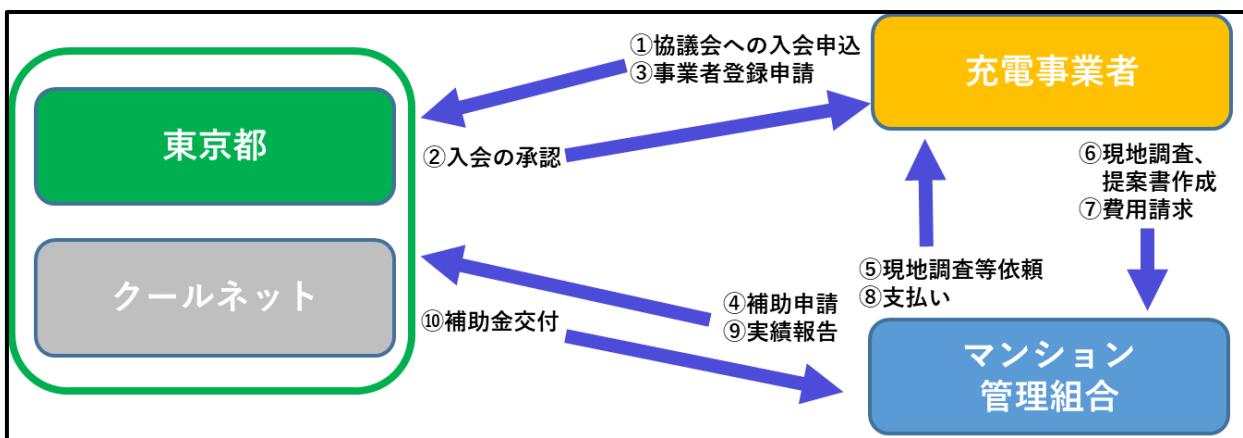


マンション充電設備普及促進事業に係る導入調査実施事業者登録について

東京都は、「2050年CO₂排出実質ゼロ」に貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、都内で新車販売される乗用車を2030年度までに100%非ガソリン化することを目指しています。

このため、都内の集合住宅に充電設備を設置する際の導入調査に係る経費と、設置後の電気料金に係る経費に対する補助事業、「マンション充電設備普及促進事業」（以下「本事業」という。）を令和5年度より開始します。

事業の全体の流れは下図の通りです。



1. 【導入調査経費の補助について】

- 本事業の導入調査を実施する事業者は、本事業を実施する事業者として都の登録を受ける必要があります。（以下、「登録事業者」という。）
- 登録事業者は都のHPで公表されます。
- マンション管理組合が導入調査を希望する場合、登録事業者へ依頼します。
依頼を受けた登録事業者は、導入調査と提案書作成の費用について提示し、管理組合が承諾したとき業務を開始します。
- 登録事業者は、日程調整を行った上でマンション管理組合の希望に基づき現地調査を行い、提案書を作成します。
- 現地調査の実施方法や提案書の作成方法は登録事業者の方法及び様式によりますが、マンション管理組合の要望に基づき誠実に業務を実施すること。
- 管理組合が提案書を受領した後、現地調査と提案書作成にかかった人工を明示した上でマンション管理組合に費用を請求します。
- マンション管理組合は、登録事業者からの請求書と提案書をもって公社へ補助申請を行い、経費の助成を受けます。

- 導入調査経費補助の助成対象はマンション管理組合のみです。（登録事業者ではありません）

※無料で調査を実施する場合は、その旨を管理組合に通知します。

2. 【電気料金補助について】

- 電気料金補助の助成対象は、特別措置等を利用して新たに電気料金の契約を行った者（マンション管理組合か登録事業者）です。
- マンション管理組合が申請する場合は、事前に導入経費補助の助成金の交付を受けていることが要件です。
- 登録事業者が申請する場合は、上記要件を適用しません。

3. 【登録事業者について】

- 登録事業者への登録を希望する者は、（様式1）「マンション充電設備普及促進事業導入調査実施事業者登録申請書」に添付書類（マンションへの充電設備設置に係る根拠資料）を添えて下記担当へ提出してください。
- 登録に当たっては、都が運営する「マンション充電設備普及促進にむけた連携協議会」に参加しており、かつ、**集合住宅に充電設備を設置した実績があること**が条件になります。
- 設置実績は、東京都内以外の集合住宅への設置実績でも認めます。
- 登録申請後は、「マンション充電設備普及促進事業導入調査実施事業者登録完了通知書」の交付をもって登録完了となります。
- 登録後に登録内容の変更をする場合は（様式2）「マンション充電設備普及促進事業導入調査実施事業者登録記載事項変更届」を、登録を取り消す場合は（様式3）「マンション充電設備普及促進事業導入調査実施事業者登録取消届」をそれぞれ下記担当へ提出してください。
- 申請及び届出は原則として電子申請とします。また、申請書及び届出書への押印は不要とします。

【提出先・問合せ先】

東京都環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー対策課

五藤・二宮

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5388-3709

Mail：S0213305@section.metro.tokyo.jp